



# コヤナキ`BP ニュース

発行 小柳商事株式会社  
TEL 03-3739-1111  
平成 25 年 10 月 吉日

2013⑩特別号

## 特別号(No.92)

### 【講習会のお知らせ】

平成 25 年 11 月 9 日土曜 (株)ソフト 99 コーポレーション東京支店にて下記内容の商品説明、施工講習会を計画しています。当日は月に 200 台以上を修理する(株)ソフト 99 オートサービス様の工場見学も実施しますので、ご参加の程、宜しくお願いします

時間:PM1:30~4:00 予定

内容:①表面改質処理システム フレームボンド ②ボディヒートコーティング ③工場見学

場所:(株)ソフト 99 コーポレーション東京支店

〒135-0062 東京都江東区東雲(シノノメ)2丁目 11 番 12 号

電話 03-5520-1599

※詳しい内容は各営業担当にご確認をお願いします

### 【情報・車検 2014 年問題とは】・・・「今年下期から車検入庫台数が大幅に減少する」

リーマンショック後の 2009 年に新車販売が落ち込み、2011 年には東日本大震災で激減した。その車輛がともに車検時期を迎え、2014 年には入庫台数の減少が想定されている。整備業界で 2014 年問題と呼ばれているが、この下期から一足早く減少が始まると新車ディーラーを中心に危機感が高まっている。このため顧客へのアプローチをより綿密にするなど対策に乗り出すディーラーが出始めている。ディーラーと同様にバリューチェーンを展開する整備業者にとって 2014 年問題は影響が少なくない。バリューチェーン強化でディーラーだけでなく用品量販店や中古車販売店、ガソリンスタンドなど多くの業態が整備事業を強化している。その中で整備業者も含め 2014 年の前哨戦がすでに始まろうとしている  
(日刊自動車新聞)

### 【情報・優良自動車整備事業者 特殊整備工場資格の取得について】

優良自動車整備事業者の認定とは、優良な設備、技術及び管理組織を有する事業場を国土交通省地方運輸局長が認定する制度。車体整備事業者に対しては、特殊整備工場(車体整備作業)一種(車枠の矯正及び溶接並びに車体の板金塗装)と二種(車体の板金及び塗装)の認定が用意されています  
以下は特殊整備工場の認定基準と申請方法です

#### 《優良自動車整備事業者 特殊整備工場認定までの流れ》

①認定申請書の申込⇒②申込の受理と用紙等の交付⇒③下書きの作成⇒④単組における指導⇒  
⇒⑤現地確認⇒⑥確認書(証)の交付⇒⑦申請書類等の作成・提出⇒⑧運輸支局等の実地調査⇒  
⇒⑨認定の通知等⇒⑩認定工場標識の申込⇒⑪標識の提示

#### 《申請に必要な書類》

1. 優良自動車整備事業者認定申請書 2. 優良自動車整備事業者認定申請書附表  
3. 事業者及び事業場の沿革を記載した書面 4. 認証書の写し等(既得の認定書、指定書の写しを含む)  
5. 事業場別組織図 6. 車体整備実績表 7. 貸借対照表及び損益計算書 8. 事業場平面図、作業工程図、主要機器配置図 9. 認定書(証) ※原則としてこれらの書類が必要だが、運輸局によって多少異なる場合があります。所定の用紙が定められている時はそれを用いる事となります

《優良自動車整備事業者 特殊整備工場(車体整備作業一種及び二種)の基準》

種別	要目	車体整備 作業(一種)	車体整備 作業(二種)	備考
A	行員数	5人以上	3人以上	車体整備作業に従事する人数
	整備士数	2人以上	2人以上	自動車車体整備士
B	屋内現車作業場	60 m <sup>2</sup> 以上	50 m <sup>2</sup> 以上	現車についての車体整備作業を行う場所のみとし、最低1両分の塗装作業場を含み、その他の作業場、完成場、及び洗車場を除く
	その他の作業場	◎	—	機械加工、木工、鍛冶等の各作業場、機器は1カ所に集中されなくてもよい
	車両置場	a×0.3以上	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。aは当該事業場の屋内現車作業場の面積
	完成検査場	○	○	屋内
	洗車場	○	○	
C	洗車機器	○		スチーム・クリーナー、カーワッシャー等
D	アーク溶接機	○		ガス・シールド・アーク溶接機を含む
	スポット溶接機	○	○	ガス・シールド・アーク溶接機がある場合は無くて良い
	ガス溶接機	○	○	
	車枠矯正装置	○	—	自動車を固定し車枠の曲り、ねじれ等の点検、修理及び検査ができるもの
	車体修正機	—	○	
	板金用油圧機器	○	○	ポートパワー等
	板金定盤	○	○	
	板金工具一式	○	○	
E	スコヤ	○	—	大型のもの
F	ボール盤	○	—	卓上用のものでも可
	ポータブル・グラインダ	○	○	板金用のもの
	サンダー	○	○	板金用及び塗装用各1
	ポリッシャー	○	○	
G	塗装機器	○	○	スプレーガン等
	塗装乾燥装置	○		赤外線、ガス等の強制乾燥機(250W×12 燈クラス以上)
H	ヘッド・ライト・テスト	○	○	
	ホイール・アライメント・テスター	○	—	可搬式にても可
	フレーム・センタリング・ゲージ	—	○	測定のため必要な自動車の保持具等を含む 車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい
	トラム・トラッキング・ゲージ	—	○	車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい

◎印は機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積を有していなければならないことを示す  
○印はその事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す